



行政の 焦点

上限規制が適用されると、法定労働時間を超えて働く時間（残業時間）の上限について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法により、次の通り定められています。

2024年4月以降、建設業では、災害時における復旧及び復興の事業を除き、以上の時間外労働の上限規制が原則通りに適用されます。ただし、災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2〜6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。つまり、災害時における

また、建設労働者の処遇改善のための建設キャリアアップシステムなどの普及を推進するなど、長時間労働の抑制、人材確保対策の推進に向けた支援を行います。これから厚生労働省が委託する予定の建設業への専門的な支援を行う特別相談窓口が新たに設置されることから、必要に応じて、窓口の教示を行います。

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定され、2019年4月（中小企業は2020年4月）から適用されています。

○医業に従事する医師
○鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業

○原則として月45時間、年360時間（限度時間）以内

また、建設業だけの相談窓口ではありませんが、愛知労働局の委託事業である「愛知働き方改革推進支援センター」（☎0120-006-802）でも相談を受けていただきますので、ご利用ください。

時間外労働の上限規制の適用 猶予事業・業種（建設業）

一方で、次の事業・業務については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間猶予され、また、一部特例つきで適用されることとされています。

業

これらの適用猶予事業・業務について、令和6年4月から上限規制が適用されることになりました。

○臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度となります。

る復旧及び復興の事業には、年720時間未満だけが適用されます。（限度時間（月45時間）を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度の部分も適用があります）

【適用猶予事業・業務】

○工作物の建設の事業（以下、「建設業」と言います）
○自動車運転の業務

●時間外労働の 上限規制について

労働時間は原則1週40時間、1日8時間の法定労働時間以内が必要があると労働基準法で定められています。

●労働基準監督署では、 建設業の業界団体や労働 災害防止団体等と連携を 図りつつ、説明会の開催 や個別訪問などを通じて 支援を行っております。

今回は「建設業の上限規制の適用」について説明します。



厚生労働省

- ①建設事業主等に対する助成金
- ②愛知働き方改革推進支援センター（相談無料）